

住宅を新築、建替えまたは購入した方
定住促進奨励金

対象者 町の住民基本台帳に登録され、令和2年1月1日から令和11年3月31日までに居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合、町税などに滞納がある場合、過去にこの奨励金の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

交付期間 対象住宅の固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。
申請期限 対象住宅の奨励金交付対象年度の固定資産税が課された日から起算して5年以内
申請手続き 固定資産税が課税された後に申請できますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

申問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線124)



新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚
または子育て世帯の方
新婚世帯・子育て世帯
新生活応援補助金

初期費用 上限 112,200円 を交付します。(1回限り)
敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額
家賃 月額上限 11,220円 を交付します。(最長3年間)
家賃月額から住宅手当を控除した額

対象者
〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。
〈子育て世帯〉 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。
(町外からの転入に限る)

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。
※この制度は「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

申問 企画開発課 企画情報係
☎ 72-3112(内線124)



上毛町に定住する意思のあるご夫婦
定住促進結婚祝金

祝金 ご夫婦1組に対して
いいふうふ
112,200円 を交付します。
(1回限り)
※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

対象者
● 結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
● 祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。



申問 企画開発課 企画情報係
☎ 72-3112(内線124)



一人ひとりの
共同参画
個性や能力を活かせるまちへ

魅力ある地域づくりと
地方での女性活躍推進



令和7年版「男女共同参画白書」が公表されました。今年の特集テーマは、地方での女性の活躍に焦点をあてた「男女共同参画の視点からみた魅力ある地域づくり」です。

白書では調査データから、女性は、出身地域への愛着が男性と比べて強い一方で、都市部から地方へ戻らない傾向も同じく男性より強くみられるとしています。

背景として「収入や生活費など経済面での不安」や「希望する仕事に就けないこと」などが、女性の主な不安要素になっていると指摘しています。

また、「家事や育児などは女性の仕事」などという意識が、地方に根強く残っていることも影響していると分析しています。

問 住民課 生活窓口係 ☎ 72-3116(内線144)



魅力ある地域づくりのためには、若い世代、特に女性に選ばれる地方を実現することが重要です。

しかし、急速に進行する少子高齢化や人口減少の中で、近年、若い世代が進学、就職、結婚などを機に地方から都市へ転出した後、特に女性において、都市に留まり地方へ戻らない傾向が強くなっています。地域の活力を高めていくためには、性別に関係なく個性と能力を発揮できる地域づくりを進めていくことが求められています。

令和7年版
「男女共同参画白書」



ご存じですか「人生会議」
人生の終わりまで、あなたはどのように過ごしたいですか？

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。そんな時、約70%の人は医療やケアなどを自分で決めたり、自分の望みを伝えたりすることができない状態になっていると言われています。
将来の体の変化に備えて、前もって「自分はどんな医療やケアを希望するのか」について考え、周囲の信頼する家族や友人、医療・介護スタッフと話し合い、考えを共有しておくことが大切です。

この取組を「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

急な病状の悪化や認知機能の低下が起こったとしても、あらかじめしっかり話し合っておくことで、混乱や対立を最小限に抑えられます。一度決めた内容でも、状況の変化に応じて何度でも見直すことができるのも特徴です。

問 上毛町地域包括支援センター ☎ 84-7322(内線431)



厚生労働省のHPに詳しい内容や取組について掲載されていますので、ぜひご覧ください。

